

ESGの観点からどう考える？ グローバル・サプライチェーンでの契約検討事項と モデル条項

北浜法律事務所・外国法共同事業、弁護士・イリノイ州弁護士。2008年京都大学法科大学院修了。09年弁護士登録。19年ミシガン大学ロースクール修了(LL.M.)。19~20年Baker, Donelson, Bearman, Caldwell&Berkowitz, PCアトランタオフィスにて執務。

中嶋隆則
Nakajima Takanori

昨今のサステナビリティやESGへの関心の高まりを受け、企業に対し、サプライチェーンにおける人権や環境に関する課題への取組みが求められる場面が増加している。本稿では、アメリカ法曹協会(American Bar Association, 以下「ABA」という)ビジネス法セクションのワーキンググループが2021年3月に公表した、国際的なサプライチェーンにおける労働者の人権保護のためのモデル条項¹(以下「ABAモデル条項」という)を参照しながら、日本企業がサプライチェーンにおける取引先との契約関係をESGの観点から検討する際に留意すべき基本的な考え方について検討する。

I サプライチェーン・マネジメントに関する近時の動向と本稿の狙い

過去数十年にわたって続いた、株主第一主義を掲げた企業の短期的利益の追求、安価な労働力を求めて進んだグローバル化とそれに伴うサプライチェーンの複雑化といった流れから一転、2018年に世界最大の資産運用会社であるブラックロック・インクが投資先に対して企業が社会に貢献すべきことを呼びかけ²、2019年には、アメリカの主要企業の経営者で構成される団体であるビジネス・ラウンドテーブルが、株主第一主義から脱却してステークホルダーにコミットする旨の声明を出す等³、世の中のトレンドが大きく変わりつつある。

世界のESG投資の額は増加を続けており、非財務情報の開示を充実させ、ESG評価機関

による評価に配慮する企業も増えていると思われるが、評価指標に組み込まれたサプライチェーンへの取組みについては、多くの企業にとって困難な課題となっていると推察する。

ESGに関連する国際的なルールに目を向けると、現状ではその多くが法的強制力を有さないソフト・ローであるが、企業や業界団体が主体となって人権や環境に関するポリシーを策定し、サプライヤーに対してコード・オブ・コンダクト(取引行動規範)の遵守を求めるといった対応が多く実践されるようになってきている。各国政府がカーボン・ニュートラルの達成に向けた目標を宣言する等、気候変動に対する危機感の高まりも背景に、自発的に温室効果ガス(以下「GHG」という)の削減目標を設定する企業も増えており⁴、そのような企業と取引を行うサプライヤーに

¹ ABAモデル条項およびこれが掲載されたレポートとして、「Working Group to Draft Model Contract Clauses to Protect Human Rights in International Supply Chains American Bar Association Section of Business Law [BALANCING BUYER AND SUPPLIER RESPONSIBILITIES Model Contract Clauses to Protect Workers in International Supply Chains, Version 2.0] (2021年3月)は、ABAのウェブサイト(https://www.americanbar.org/groups/human_rights/business-human-rights-initiative/contractual-clauses-project/)で閲覧可能であるので、ご参照いただきたい。

² ブラックロック・インクCEOラリー・フィンク「Letter to CEO 2018, A Sense of Purpose」(2018年1月)(<https://www.blackrock.com/jp/individual/ja/about-us/ceo-letter-2018>)。

³ ビジネス・ラウンドテーブル「Statement on the Purpose of a Corporation」(2019年8月)(<https://system.businessroundtable.org/app/uploads/sites/5/2021/02/BRT-Statement-on-the-Purpose-of-a-Corporation-February-2021-compressed.pdf>)。

⁴ 一例として、ウォルマートサステナビリティハブ「Project Gigaton」(<https://www.walmartsustainabilityhub.com/climate/project-gigaton>)、Apple「2030年までにサプライチェーンの100%カーボンニュートラル達成を約束」(<https://www.apple.com/jp/newsroom/2020/07/apple-commits-to-be-100-percent-carbon-neutral-for-its-supply-chain-and-products-by-2030/>)。

も、GHG削減に向けた取組みが求められることが今後増えていくと考えられる。これまで、ESG投資の対象に選ばれることの多い大企業に比べ、中小企業の経営者にとってESGに取り組む必要性は認識しづらかったかもしれないが、今後、サプライチェーンや取引関係を通じて各種の取組みが波及していくことが予想される。近年、サプライチェーンに対するデュー・デリジェンス（以下「DD」という）の義務化の動きは、ヨーロッパ諸国が先行する形で進んできたが、米国では、税関・国境警備局が、製品の製造過程における強制労働の存在を理由に輸入を差し止める件数が増加しており⁵、2021年1月に就任したバイデン大統領がサプライチェーンに着目した大統領令を発する等、新たな動きをみせていることにも注意が必要である。

以上のように世の中の流れが変化するなか、企業がサプライチェーン・マネジメントの強化を検討することになったとして、数多あるサプライヤーとの契約関係をきめ細かく管理することや、直接契約関係のない2次、3次サプライヤーの行動を管理することはおよそ不可能であると考える担当者も少なくないのではないかと思う。本稿において、サプライチェーン・マネジメントの質が飛躍的に向上する特効薬を紹介することは残念ながらできないが、複数の場面に応用し得る考え方の1つとして、ABAモデル条項に関する議論を紹介することとしたい。なお、ABAモデル条項は人権問題に着目したものであるところ、人権と環境では観点や義務の内容が異なる面もあるが、契約条項の枠組みやサプライチェーン・マネジメントの基本的な考え方には共通するところも多く、ESG関連条項全

般の検討において参考になるとと思われる。

II ABAモデル条項と基礎となる考え方——人権DDに取り組む責任の分担

ABAモデル条項が最初に公表されたのは2018年であるが⁶、本稿で紹介するのはその改訂版であるABAモデル条項Version 2.0である。

買主の立場から、ESGに関連する事項としてサプライヤーとの契約書に定めるべき内容を考える場合、サプライヤーの表明保証に労働・環境関連の法令違反の不存在、強制労働／児童労働の不存在、汚職行為の不存在等を定めること、サプライヤーの義務に買主が策定したポリシーやコード・オブ・コンダクトの遵守を定めること、サプライヤーの表明保証違反／義務違反の場合を補償事由、解除事由として定めること等が想定できる。しかしながら、ABAモデル条項の議論は、(英米法の) 厳格な契約責任と表明保証をベースにしたアプローチに疑問を呈するところから始まる。すなわち、サプライチェーンの契約における契約当事者は、サプライヤーの表明保証が完全に正確なわけではないことを薄々わかっていながら、現実に存在する問題に目をつぶっていると指摘する。そして、サプライチェーンにおける人権侵害は、多くの場合、買主の購買活動、とりわけ、短納期／低価格での商品提供の要求、納期直前の注文変更等に起因していることを指摘したうえで、買主とサプライヤーの双方が、人権DDに取り組む責任を分担すべきとする。サプライヤーからの十分な情報開示が期待できない場合等、買

⁵ 米国税関・国境警備局のウェブサイト参照 (<https://www.cbp.gov/trade/programs-administration/forced-labor-withhold-release-orders-and-findings>)。

⁶ ABAビジネス法セクションのウェブサイト参照 (<https://businesslawtoday.org/2018/11/human-rights-protections-international-supply-chains-protecting-workers-managing-company-risk/>)。

主としては表明保証のみで対応せざるを得ないと考えられる場合も想定されるし、買主がサプライチェーンにおける問題に積極的に関与することで法的責任を負う可能性が高まるとしたら、関与に二の足を踏むこともあるだろう。他方で、表明保証のみによる対応がサプライヤーへの一方的なリスク・責任の転嫁になってしまうと、サプライヤーの側でも情報提供のインセンティブが高まらず、根本的な問題解決につながらないという一面もあると思われる。ABAモデル条項の議論は、契約によるサプライチェーン・マネジメントを当事者間のリスク分配だけにとどめず、リスクの緩和と問題の解決に向けた継続的な取組みに焦点を当てるものであり、傾聴に値すると思われる。

以下、買主とサプライヤーとの間の責任の分担を反映した具体的な条項の一部を紹介する⁷。

1 人権DD (ABAモデル条項1.1条)

買主及びサプライヤーはそれぞれ、2011年国連ビジネスと人権に関する指導原則に則り、両者の活動がサプライチェーンにおいて直接または間接的に個人の人権に与える影響を特定し、防止し、緩和し、又は自らがどのように対処するかを説明するために、その規模と状況に応じた人権DDのプロセスを確立し、かつ維持する。

買主とサプライヤーの双方が、(それぞれ独立して)人権DDに取り組む義務を負うことを明記するものである。なお、上記に引用はしていないが、人権DDは、ビジネスと人権に関する指導原則に加え、OECDのガイドンスにも準拠すべきこととしている。

2 サプライチェーンを通じた別紙Pの遵守 (ABAモデル条項1.2条)

サプライヤーは、本契約に関連して行動する全てのサプライヤーの関係者らが、別紙Pの遵守を確保するために、第1.1条に従って、サプライヤー及びその他の代理人と協働してDDを行うことを保証する。

ABAモデル条項では、サプライヤーが遵守すべき法令、ポリシー、その他のルールについては、別紙Pとして特定することとされており、その具体的内容には直接言及されていない。ここで、「代理人ら(Representatives)」の定義には、下請業者、エージェント、コンサルタント、その他契約の目的である商品またはサービスの提供に関与する者を広く含むこととされており、サプライヤーは、みずからのサプライチェーンを通じてポリシー等の遵守を確保することとされている。

3 サプライヤーの別紙Pの遵守をサポートするための買主のコミットメント (ABAモデル条項1.3条)

(1) 責任ある購買活動への取組み

買主は、別紙Qに従った責任ある購買活動を行うことにより、サプライヤーの別紙Pの遵守を支援することを約束する。

ABAモデル条項では、買主が遵守すべき購買活動の方針や基本原則を別紙Qとして特定することとしている。サプライチェーンにおける人権侵害が、買主の購買活動に起因して生じることが多いとの調査結果をふまえ、責任ある購買活動を行うことを買主の義務として定めるものである。

(2) 合理的な支援

買主のDDにより、サプライヤーが別紙Pを遵守するためには支援が必要であると判断された場

⁷ 紙幅の関係から筆者による翻訳引用のみを掲載していることにご留意いただきたい。

合で、買主が第2.5条に基づいて本契約を終了しないことを選択した場合、買主は、かかる支援（サプライヤーのトレーニング、設備の改善、管理システムの強化等を含む。）を提供するために商業上合理的な努力をする。かかる買主の支援は、本契約または適用のある法令に基づく買主の権利、請求または抗弁の放棄とみなされてはならない。

上記に引用はしていないが、2.5条は買主による即時解除権を定めるものであり、買主が解除権を行使しない場合に、サプライヤーに対する支援の提供を買主の努力義務とするものである。

(3) 価格設定

買主は、責任ある企業行動の維持に関連するコスト（疑義を避けるために述べると、適用のある法令及び国際労働機関（ILO）の規範で要求される水準以上の最低賃金及び安全衛生のためのコストを含む。）に適合した契約価格を合意するよう、サプライヤーと協力する。

責任ある購買活動と同様に、低価格での商品提供の要求がサプライチェーンにおける人権侵害の一因となっているとの調査結果をふまえ、サプライヤーの必要コストをカバーする水準で契約価格を設定することを方針として定めるものである。

4 免責事項（ABAモデル条項7条）

買主は、第1条及び第2条に定める場合を除き、労働条件、賃金、労働時間、差別、強制労働、児童労働等に関する法令または基準の遵守状況を含め（但し、これらに限られない。）、サプライヤー又はその関係者らを監視する義務を負わない。

買主が、サプライチェーンにおける労働者や、人権侵害を受けた被害者に対して直接法的責任を負うことを避けるために、買主の免責事項を定めるものである。買主に人権DD

への取組みを義務づけ、その他の積極的な措置を講じることを求める一方で、過大な法的責任を負うリスクが買主を委縮させることを避けるべく、責任範囲の限定を明記することでバランスを図るものといえる。

III おわりに

多数のサプライヤーとの契約関係をきめ細かく管理することは多くの企業にとって困難であり、標準化された契約条項を交渉で変更することも容易ではないことが多いが、ESGに関連する国際ルールや各国の法規制は今後も大きく変化することが予想される場所、企業担当者としては、判断の軸となる基本的な考え方を確立していくことが肝要であると思われる。ABAモデル条項は、サプライチェーンにおけるESG関連リスクがゼロにはならないという現実をふまえ、買主とサプライヤーとの責任の分担という視点を提供するものであり、ESG関連条項を検討するうえで参考になると思われる。本稿で取り上げたのはモデル条項のごく一部であるため、興味を持たれた方には全文を一読することをおすすめしたい。

